

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現  
に向けた提案・要望**

**＜重点政策に関する提案・要望＞**

**Ⅱ チャンスあふれる埼玉に向けた  
提案・要望**

# ■ 出産・子育ての希望実現

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

県担当課： 少子政策課、健康長寿課、住宅課

生産年齢人口の減少を食い止めるためには、少子化の流れを変えなければならない。実効性のある少子化対策を進めるため、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行う体制を整えるとともに、子育てに関する様々な負担や不安を軽減し、誰もが子供を生み育てることに喜びを感じる社会を実現するための取組をしっかりと進めていく必要がある。

## 1 保育士の処遇改善と人材確保の推進

【内閣府、厚生労働省】

### ◆提案・要望

保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。特に隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域の実情を十分に反映した地域区分となる設定方法を早期に導入すること。

公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。また、研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。

さらに、保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

### [具体的内容]

- ・ 国では、平成27年度に3%、平成29年度に2%給与改善が実施され、平成31年度に1%の改善が実施される予定である。しかし、依然として、全業種の中で保育士の給与が低水準であることから、他職種との給与格差を解消し、保育士が働き続けられる処遇を実現するため、更なる保育所等の職員の給与改善につながる公定価格を設定すること。
- ・ 公定価格の地域区分は生活圏域の重なる隣接地域で大きな差が生じない仕組みを導入するとともに、設定根拠を明らかにすること。
- ・ 公定価格の人件費部分を明確にするとともに、委託料や保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- ・ 保育士の専門性を高め、リーダー的職員を育成するためにも、保育士等キャリアアップ研修の受講の機会の確保につながる公定価格を設定すること。
- ・ 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県では待機児童対策として、平成30年度に、7,500人分の保育サービス受入枠の拡大を予定しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ 本県の保育士の有効求人倍率は、平成29年11月に4.69倍で、前年同時期（平成28年11月の3.73倍）よりさらに厳しい状況であり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。
- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。

- ・ 公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京都特別区や隣接する県内市町村との間で公定価格に大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映した区分となっていない。
- ・ 平成30年度以降も、保育士確保策を引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。
- ・ 公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。
- ・ 平成29年度から実施している保育士等キャリアアップ研修では修了要件として、1分野につき15時間の受講が義務付けられており、受講者は最低でも2日程度保育所等を離れる。

○平成28年度賃金構造基本統計調査

	埼玉県		
	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	34.4歳	7.7年	236,200円
全職種	42.4歳	10.9年	329,600円

## 2 保育の質の向上

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定するとともに多子世帯の利用者負担を軽減すること。

#### [具体的内容]

- ・ 子ども・子育て支援新制度における質の改善が十分に実施されるよう必要な財源を確保し、次の①、②を満たす適切な公定価格を設定するとともに、その算出根拠を明らかにすること。
  - ①保育士等の職員配置基準の改善
  - ②児童の障害の程度に応じた加算の創設
- ・ チーム保育推進加算については、職員の平均勤続年数要件を廃し、幼稚園・認定こども園におけるチーム保育加配加算と同様の取扱いとすること。
- ・ 病児保育事業に対する補助単価については、基本分の更なる重点化により利用児童数に左右されることなく安定経営を維持できる体制となるよう増額すること。
- ・ 保育所等の利用者負担の制度においては、2人以上の子供のいる全ての世帯の経済的負担の軽減を図るため、同時入所要件を廃止すること。

### ◆現状・課題

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の向上の一部を実施する財源しか確保されていない。
- ・ 国の保育士の配置基準においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。
- ・ 乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。

- ・ 食に対する安全意識が高まる中、食物アレルギー等に対応するため、本県では、対応を要する児童を2人以上受け入れ、かつ国の配置基準を1人以上上回る調理員を配置している私立保育所等を対象として補助を行っている。
  - ・ 児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児3人に対し1人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
  - ・ チーム保育推進加算について、保育所には職員の平均勤続年数が15年以上であることが加算の要件である一方、幼稚園・認定こども園には同様の要件がない。
  - ・ 病児保育に関しては、感染症の流行期とそうでない時期とで利用児童数に波があり、事業者の経営が安定せず、事業普及の妨げになっている。
  - ・ 本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年4月から制度の同時入所要件を撤廃し、第3子以降の保育料を免除する補助を実施している。一方、国においては、平成28年度から年収360万円未満相当世帯の同時入所要件を撤廃し、更に平成29年度はひとり親世帯の軽減措置を拡充した。平成30年度は、1号認定の子どもについて、年収360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の保育料が軽減される。
  - ・ 平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善（保育士等平均+1.1%）を平成30年度の公定価格にも反映することとなった。これに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善（+1% 月3,000円相当）が平成31年度から実施される見込みである。
- 平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、3～5歳までのすべての子供たちの幼児教育費用の無償化を平成32年度から全面的に実施すること、また、待機児童を解消するため、「子育て安心プラン（平成29年6月2日策定）」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿を着実に進めるための取組を進めていくことや0～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めていくこととされた。

### 3 不妊治療及び不育症治療に係る支援の拡充

【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

夫婦揃って早めに不妊検査を受けられるよう、不妊検査費に対する助成制度を創設し、不妊治療費については、医療保険適用範囲の拡大により不妊に悩む方の支援を拡充すること。それまでの間は、治療費助成制度の拡充により、不妊に悩む方への負担軽減を図ること。

また、不育症について、原因究明と治療方法を確立し、医療保険の適用範囲を拡大すること。それまでの間は、検査費及び治療費助成制度を創設し、必要な財源を確保すること。

#### [具体的内容]

##### <不妊治療に係る支援の拡充>

- ・ 夫婦揃って早めに不妊検査を受けられるよう、不妊検査費の助成制度を創設すること。
- ・ 不妊治療のうち、現在医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精、国の特定不妊治療助成事業に基づく助成の対象外であり医療保険の適用外でもある人工授精について、医療保険の適用対象とすること。
- ・ 男性不妊治療のうち、医療保険の適用対象外である精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術について、医療保険の適用対象とすること。
- ・ 男性不妊疾患のうち原因が明らかになっている疾患の中で最も多い精索静脈瘤の手術療法について、男性不妊治療費助成制度の対象とすること。

##### <不育症治療に係る支援の拡充>

- ・ 不育症について原因の究明及び治療方法の確立を図り、医療保険の適用範囲の拡大を進めること。
- ・ 医療保険が適用されるまでの間は、検査費及び治療費の助成制度の創設により患者負担の軽減を図ること。

#### ◆現状・課題

- ・ 晩婚化・晩産化の進展により、早めの不妊検査や、不妊治療の開始が一層重要となっている。
- ・ 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、現在国の助成事業の対象とはなっているが、保険適用対象外であるため治療1回にかかる自己負担が高額である。
- ・ 一般不妊治療については、国の助成対象外となっており、保険も適用対象外である。
- ・ 男性不妊治療についても、保険の適用対象外となっているものが多い。
- ・ 男性不妊治療の中でも最も多い精索静脈瘤の手術療法については、保険適用外としている医療機関が多い上に助成対象外である。
- ・ 不育症は2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合をいう。
- ・ 不育症の中でも、原因が分かり治療方法が確立されたもの（血栓症のリスクがある患者を対象とするヘパリン在宅自己注射）については、保険適用がなされるなど研究の成果が出ているが、原因不明なものが多く、原因の究明と治療方法の確立が望まれる。
- ・ 医療保険適用範囲の拡大を進めるとともに、原因究明等がなされるまでの間は、助成制度の創設により、不育に悩む方への支援を行う必要がある。

## 4 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について

【国土交通省】

### ◆提案・要望

積極的な少子化対策の手立てとして、子育て世帯、特に子供が3人以上の多子世帯向け住宅の供給を促進するため、業界団体に働き掛けるとともに税制優遇などを充実させること。

#### [具体的内容]

- ・ これまで子供2人を標準世帯としてきた住宅設計に加え、子供3人以上の多子世帯にも対応できる住宅を国として推奨し、民間住宅への普及について業界団体にも強く要請を行うこと。
- ・ 多子世帯・子育て世帯がニーズに合った新築住宅や中古住宅を取得しやすくなるよう、所得税のローン減税控除率の引上げなど税制の見直しや独立行政法人住宅金融支援機構が実施するフラット35子育て支援型（新築取得）の金利優遇における同居、近居の条件を廃止するなど、更に充実させること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県の人口は、平成27年国勢調査においても緩やかな増加が続いているが、間もなく減少に転じる見込みである。  
また、将来を支える年少人口も、平成27年の93万人から平成37年には80万人と大きく減少すると見込まれている。
- ・ 本県の活力を維持していく上で、少子化対策は喫緊な課題となっている。
- ・ このような中、国の調査によると、子育て世代が理想とする子供の数を持っていない現状が浮き彫りとなり、その理由としては経済的なものが圧倒的に多く、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから(56.3%)」や「家が狭いから(11.3%)」となっている。  
【参考】国立社会保障・人口問題研究所による調査（平成27年）
  - ・ 夫婦にとっての理想的な子どもの数は2.32人
  - ・ 実際に持つつもりの子どもの数は2.01人
- ・ このため、子育て世代が、子育てしやすい広い住宅を経済的負担が少なく確保できる環境づくりが求められている。
- ・ 本県でも「子育て応援住宅認定事業」や「多子世帯向け住宅支援事業」など、少子化対策を住宅分野から取り組んでいるところである。
- ・ 国においても子育て世帯、特に子供が3人以上の多子世帯向け住宅の供給を促進するため、業界団体に働き掛けるとともに各種税制や金利優遇などの充実が必要である。

# ■ 貧困の連鎖解消

【厚生労働省】

県担当課： 社会福祉課

次代の担い手である子供たちが自らの希望をかなえ、未来を切り拓くことができるよう、安心・安全な生活環境の確保とともに、誰もが十分な教育機会を得て、社会的に自立できる力を着実に身に付けられるようにする必要がある。

## 1 生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の推進

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の取組を更に充実強化するため、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

また、小学生に対する取組についての加算を充実させること。

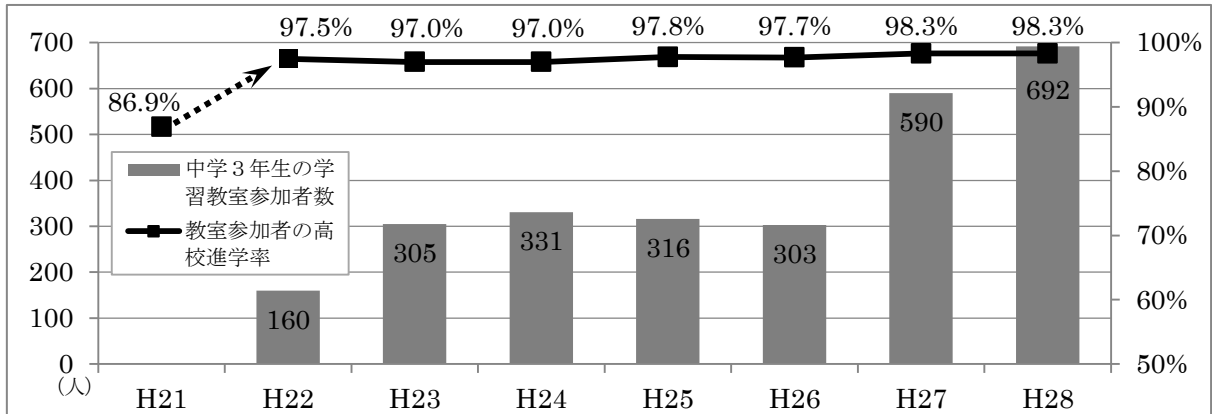
### [具体的内容]

- ・ 各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。
- ・ 小学生に対する支援は単なる学習の支援に限らず、食事提供、職業体験等も有効と考えられることから、加算対象の事業を増やすなど、充実させること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県では、生活保護世帯で育った子供が大人になって再び生活保護を受ける「貧困の連鎖」を断ち切るため、平成22年度から全国に先駆け全県で生活保護世帯に対する学習支援を実施してきた。
- ・ 国の研究会の資料によると、生活保護世帯で育った子供が、大人になって再び生活保護を受ける「貧困の連鎖」の発生率は25.1%に上る。
- ・ 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の実現性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティアによる学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が86.9%から98.3%に11.4ポイント向上した。
- ・ また、生活困窮世帯等の高校生を対象に学習教室を設置して学習指導を行うとともに、学校生活の悩みなどの相談に対応し、高校中退の防止に向けた支援を行っている。
- ・ 更に、平成30年度から支援対象者を小学生に拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を進めていく。

生活保護世帯の中学3年生の学習教室参加者数及び学習教室参加者の高校進学率



- ・ 本県の生活保護世帯の学習支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して実施し効果を上げてきた。
- ・ 平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく事業として支援対象が生活困窮世帯まで拡大され、市の部分は市へ移管された。
- ・ 一方、国庫補助率は10分の10から2分の1に引き下げられ、国庫補助の上限となる基準額も設定された。本県内では、財政面を理由に高校生支援を実施しない市も出てきている。
- ・ 貧困の連鎖を断ち切り、未来への投資となる学習支援事業については、地域間格差が生じないよう、国庫補助率を引き上げる等、国として積極的に財政支援すべきである。
- ・ 小学生に対する支援は、単なる学習の支援に限らず、食事提供、職業体験など学習以外の活動も有効と考えられることから、加算対象の事業を増やすなど、充実させるべきである。